

フロン対策講習会

改正フロン排出抑制法について

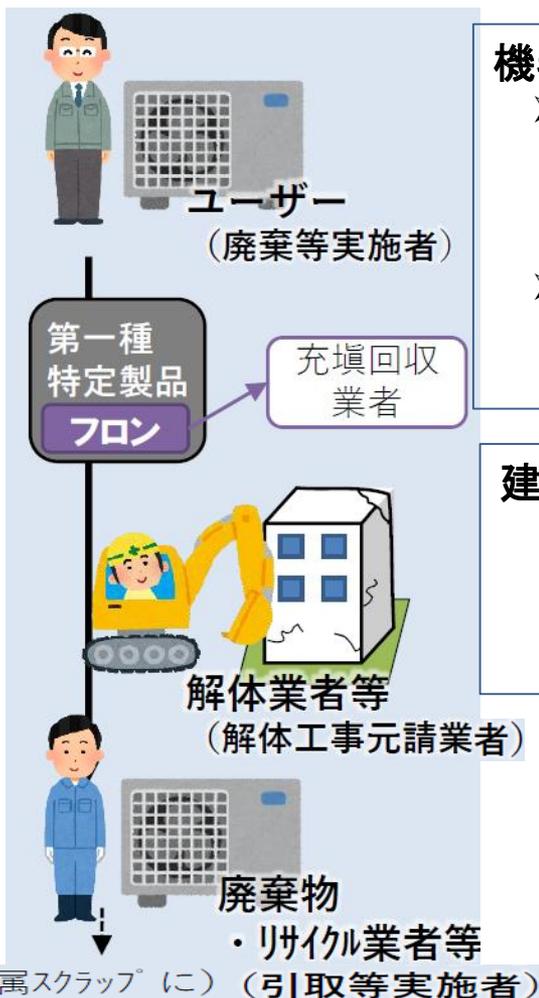
令和元年12月11日 武蔵野公会堂
令和 2年 1月15日 都民ホール



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

- I. 法改正のポイント
- II. 法改正の内容
- III. 政省令告示改正の内容
- IV. 機器廃棄時書面の流れと保存義務
- V. 廃棄する機器の引渡・引取
- VI. まとめ

I. 法改正のポイント



機器廃棄の際の取組

- 都道府県の指導監督の実効性向上
ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する**直接罰の導入**
(現行:間接罰(指導⇒勧告⇒命令⇒罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等への**フロン回収済み証明**の交付を義務付け
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合は除く。)

建物解体時の機器廃棄の際の取組

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ・ 建設リサイクル法**解体届**等の必要な**資料要求**規定を位置付け
 - ・ 解体現場等への**立入検査**等の対象範囲拡大
 - ・ 解体業者等による機器の有無の確認記録の**保存を義務**付け等

機器が引き取られる際の取組

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の**引取りを禁止**
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発の推進のため、都道府県における関係者による**協議会**規定の導入等

Ⅱ. 法改正の内容 ①

ユーザー(所有者)による機器廃棄時の取組

- ① 機器を廃棄する人(所有者)によるフロン類引渡義務違反の直罰
⇒法第41条 ⇒法第104条第二号 50万円以下の罰金
- ② 機器を廃棄する人(所有者)による行程管理票の(交付・保存・記載)違反を直罰
⇒ 法第43条第1項～3項、法第45条第3項
⇒ 法第105条第二号～五号 30万円以下の罰金
- ③ 機器を廃棄する人(所有者)による廃棄機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを**引取等実施者**(産廃業者・リサイクル業者等)へ交付する義務
⇒ 法第45条の2第1項
⇒ 法第105条第五号 30万円以下の罰金
※ 引取証明書が無いと機器を廃棄できない。

建物解体時の取組

- ① 解体時における事前確認書の保管義務
機器の廃棄者(所有者)と特定解体元請業者(解体業者)の両方に保管義務
⇒法第42条第1項、第3項(保存期間は省令)
- ② 特定解体工事元請業者(解体業者)への報告徴収、その事務所及び建物解体現場への都道府県の立入検査
⇒法第91条、第92条
- ③ 都道府県知事は行政機関の長や地方自治体の長に対し、必要な資料の送付、協力を求めることができる。
⇒法第93条第2項
※ 建設リサイクル法等関連法令の資料要求ができるようにする。(情報提供・関係部署との連携強化)

Ⅱ. 法改正の内容 ②

廃棄機器を引き取る際の取組

- ① **引取等実施者**（産廃業者・リサイクル業者等）は、交付された**引取証明書の写しの保存義務と機器の処分の再委託や機器を譲渡する際は、引取証明書の写しの回付義務**
 - ⇒ 法第45条の2第2項第3項
 - ⇒ 法第105条第五号第六号 **30万円以下の罰金**
- ② **何人も引取証明書の写しやフロンが充填されていないことが確認できない場合、機器を引き取ってはならない。**
 - ⇒ 法第45条の2第4項
 - ⇒ 法第104条第三号 **50万円以下の罰金**
- ③ **機器を引き取った業者への都道府県による報告徴収、立入権限の付与**
 - ⇒ 法第91条、第92条

その他

- ① **機器廃棄後、機器を廃棄した者（所有者）による機器の点検記録簿の一定期間の保管義務**
 - ⇒法第16条第1項管理者の判断基準・・・告示改正
- ② **充填回収業者が交付する引取証明書は、廃棄者に原本を送付。写しを引渡受託者（解体業者等の取次者）へ交付**
 - ⇒ 法第45条第2項
- ③ **都道府県は協議会を設置することができる。**
 - ⇒ **法第99条の2**
 - ※ 都道府県が設置する協議会を法的な位置づけの明確化
 - ※ 知事、フロンメーカー、機器メーカー、管理者、整備者、充填回収業者他で構成
 - ※ 構成員は協議会の結果を尊重

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ② 事前確認書（解体時）

① 事前確認書の保存

- 特定解体工事元請業者は、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、解体の発注者に対して書面、（事前確認書）を交付して説明しなければなりません。
- **事前確認書は、発注者及び特定解体工事元請業者双方が書面又はその写しを保存しなければなりません。**
- 保存期間は、書面を交付した日から**3年間**です。

② 事前確認書の記録事項

- 事前確認書の記載例を示します。
- 様式については、（一財）日本冷媒・環境保全機構のホームページを参照してください。

www.jreco.or.jp

（特定解体工事発注者用）

設置機器事前確認書

（フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①）

書面の交付年月日 年 月 日

（特定解体工事発注者）
 氏名又は名称 _____
 住所 〒 _____

（特定解体工事元請業者）
 氏名又は名称 _____
 住所 〒 _____

特定解体工事責任者氏名： _____ 印
 電話番号： _____

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」第42条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	

第一種特定製品の設置の有無	
□ あり	□ なし
「あり」の場合その種類と台数	「なし」の理由（該当するものに☑印）
エアコンディショナー	<input type="checkbox"/> ①対象機器の設置は元々なし <input type="checkbox"/> ②対象機器は廃棄済みである <input type="checkbox"/> ③対象機器はフロン回収済みである <input type="checkbox"/> ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理） <input type="checkbox"/> ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）
台	
冷蔵庫及び冷凍機器	
台	

特定工事発注者の皆様へ
 ※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン回収業者等にフロン回収を依頼する必要があります。
 ※フロン回収委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。
 ※本書の照会調査を必要とする場合は、第一種フロン回収回収業者・回収関係業者にご相談下さい。
 ※表紙の裏側に、設置されている機器の図解を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

（下記の項目は法律・省令で定められた記載項目です。）
 様式については「（財）日本冷媒・環境保全機構（JRECO）」のホームページからダウンロードできます。 www.jreco.or.jp

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ③ [確認証明書]

機器の管理者から、**フロン類の充填の有無の確認**を求められた場合、以下の基準等
で対応してください。

① 確認作業の基準

- フロン類の回収に関する基準以下まで吸引してもフロン類が回収されなかったこと。
- 確認作業は、都道府県に登録された第一種充填回収業者が行なう。
- 確認後に交付する**確認証明書**は、機器の**廃棄者**及び**充填回収業者**双方が書面又はその写しを**保存**しなければなりません。（**交付後3年間**）

② 確認証明書の記録事項

- 機器の廃棄者の氏名（名称）、住所
- 確認を行った機器の種類と台数
- 確認した機器が確認前にあった場所（所在）
- 確認を行った充填回収業者の氏名（名称）、住所、登録番号
- 確認証明書の交付年月日
- 確認を行った日

回収に関する基準（下表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ吸引すること。）

フロン類の圧力区分	圧力*	ゲージ圧力 (参考)
低圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの）	0.03MPa	-0.07MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、 フロン類の充填量が 2kg 未満のもの）	0.1MPa	0 MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、 フロン類の充填量が 2kg 以上のもの）	0.09MPa	-0.01MPa
高圧ガス（常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの）	0.1MPa	0 MPa

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ④

〔確認証明書〕

〔確認証明書（例）〕

- ◆ 様式は、法令で定められていない。
- ◆ JRECO発行の行程管理票を見直すことも検討

確認証明書(案)

(フロン排出抑制法に基づく)

以下の機器につきましては、フロンが充填されていないことを確認しました。

証明書No.

交付年月日 [※]	年 月 日		
確認を行った年月日 [※]	年 月 日		
確認を行った機器の種類と台数 [※]	エアコンディショナー	台	型番 (1台の場合)
	冷凍冷蔵機器	台	型番 (1台の場合)
機器の廃棄者 [※] (機器の所有者等)	住所	〒	
	氏名・名称		
廃棄の担当者	住所	〒	
	氏名	部署名	
	電話	e-mail	
	確認した機器が確認前にあった場所 [※]	住所	〒
確認を行った充填回収業者 [※]	施設の名称 (建物名等)		
	住所	〒	
	氏名・名称		
	電話	登録番号	
確認作業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏名		資格者番号
	住所	〒	
引取等実施者 (機器の引渡先)	氏名・名称		引渡台数 台
	住所	〒	
処分の再委託先 (引取等実施者)	氏名・名称		引渡台数 台
	住所	〒	

機器の管理者の皆様へ

※この「確認証明書」は、交付を受けてから3年間保存する義務があります。
 ※当該機器を廃棄(引渡し)する際は、この「確認証明書」の写しを当該機器に添付する必要があります。
 ※引渡先が複数に亘る場合は、コピーして使用。その際、それぞれ引渡し台数を記入してください。

機器の引取等実施者の皆様へ(産業廃棄物処理業者やリサイクル業者等)

※引き取った機器の処分を再委託する際は、当該機器に「確認証明書」の写しを添付する必要があります。
 ※この「確認証明書」の写しは、送付を受けてから3年間又は、再委託するまでの短い期間、保存する義務があります。

充填回収業者の皆様へ

※フロンの有無の確認を求められ、フロンが充填されていない場合に、交付してください。
 ※この「確認証明書」の写しを交付してから3年間保存する義務があります。

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ⑤ (廃棄機器の引渡・引取)

〔廃棄機器の引き渡し〕

- 第一種特定製品廃棄等実施者は、機器を廃棄等する場合は、第一種特定製品の引取を行おうとするもの（第一種特定製品引取等実施者）に引取証明書の写し又は確認証明書の写し交付しなければならない。

〔廃棄機器の引き取り〕

- 何人も、引取証明書の写し又は確認証明書の写し交付がない場合は、機器を引き取ってはならない。
- 第一種特定製品引取等実施者（引取等実施者）は、機器の処分の委託を行う場合には引取証明書（又は確認証明書）の写しを回付しなければならない
- 引取等実施者は、再委託等を受けた者を含め、引取証明書（又は確認証明書）の写しを、3年間又は引取証明書（又は確認証明書）の写しを回付するまでの短い期間保存しなければなりません。

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ⑥ (廃棄機器の引渡・引取)

① 交付方法

- 機器を**引き渡すまでに交付**すること。
- 引取等実施者がニ以上ある場合は、それぞれに交付する。(コピー等で対応) その際、それぞれの**引取台数を明記**することが望ましい。
- 運搬業者や解体の場合は、解体工事元請業者を通じて交付することも可。
- **FAXや電子メール**による交付も可
- 回収量がゼロであった台数及びその要因を可能な限り付記することが望ましい。

② 機器の引き取りができる場合

- **確認証明書**の写しが交付された場合
- **引取証明書**の写しが交付された場合

③ 引取証明書の写しの添付が不要な場合

- 引取等実施者が**充填回収業者**であって、フロン類の回収を行う場合
- 引取等実施者が**引渡受託者**としてフロン類の回収を委託された場合
- 都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合
 - ・ 廃棄者が回収依頼・委託してから一定期間過ぎても引取証明書の交付がされずに、都道府県知事に報告した場合
 - ・ 不法投棄された機器の土地所有者等が機器を委託処理する場合
 - ・ 災害により発生した災害廃棄物として処理する場合

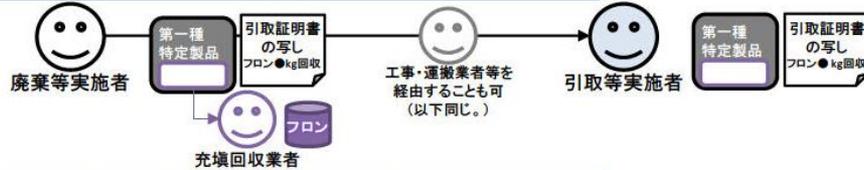
④ 機器の引き取りができない場合

- フロンの状況が不明のままに処分・リサイクルを依頼すること。
- 引取等実施者が充填回収業者である場合、フロン類が充填されていないことを確認を委託して、引渡しを依頼すること。

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ⑦ (廃棄機器の引渡・引取)

機器の引き取りができる場合

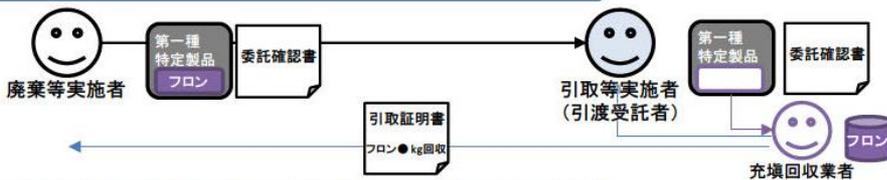
引取等実施者に引取証明書の写しを送付



引取等実施者(充填回収業者)にフロン回収を依頼



引取等実施者(引渡受託者)にフロン回収の仲介を依頼



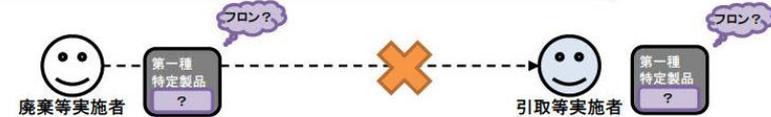
フロン類が残存しない確認をしたものを引取等実施者に引渡し(確認証明書の写しを交付)



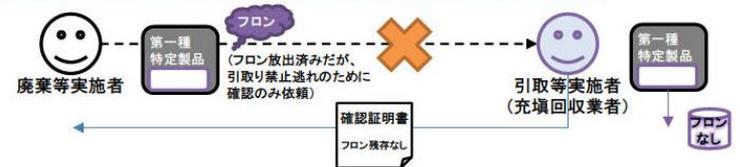
引取証明書の写しの交付を要しない場合

機器の引き取りができない場合

フロンの状況が不明のままに処分・リサイクルを依頼



引取等実施者(充填回収業者)にフロンが残存しない確認を依頼



VII. 政省令告示改正の内容 ⑧ 充填回収業者の記録・報告

第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認が追加されたことから、充填回収業者が記録すべき項目が従来の**記録・報告事項**に追加された。

① 追加の**記録事項**

- フロン類が充填されていないことの**確認**を行った**年月日**
- 機器の廃棄者の氏名（名称）・住所
- **確認**した機器の種類（エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器）・台数

② 追加の都道府県知事への**報告事項**

- フロン類が充填されていないことの**確認**を行った機器の**種類と台数**
- **様式第3の変更**

従来の必要な記録・報告事項

- ① 充填量等（充填した年月日、管理者及び整備者の名称・住所、機器の種類と台数、設置又は整備の別、フロン類の種類と充填量）
- ② 回収量等（整備又は廃棄の別、回収した年月日、管理者、整備者又は廃棄者の名称・住所、再生したフロン類の種類と台数）
- ③ 再生量等（自ら再生した年月日・種類と量、再生したフロン類を充填した年月日、管理者及び整備者の名称・住所、再生したフロン類の種類と台数）
- ④ 第一種フロン類再生業者への引渡等（引き渡した年月日、再生業者の名称・住所、引き渡したフロン類の種類と量）
- ⑤ フロン類破壊者への引渡等（引き渡した年月日、破壊業者の名称・住所、引き渡したフロン類の種類と量）
- ⑥ 省令49条業者への引渡等（引き渡した年月日、業者の名称・住所、引き渡したフロン類の種類と量）

VII. 政省令告示改正の内容 ⑨ 充填回収業者の記録・報告

〔新様式第3〕

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

都道府県知事

殿

(郵便番号)

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
CFCを回収した第一種特定製品の台数						
②回収した量						
③年度当初に保管していた量						
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量						
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						
⑦法第49条第1号に規定する者に引き渡した量						
⑧年度末に保管していた量						
HCFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
HCFCを回収した第一種特定製品の台数						
⑩回収した量						
⑪年度当初に保管していた量						
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量						
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						
⑮法第49条第1号に規定する者に引き渡した量						

HFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑯充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
HFCを回収した第一種特定製品の台数						
⑰回収した量						
⑱年度当初に保管していた量						
⑲第一種フロン類再生業者に引き渡した量						
⑳フロン類破壊業者に引き渡した量						
㉑法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量						
㉒法第49条第1号に規定する者に引き渡した量						
㉓年度末に保管していた量						
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数						
	台		台		台	台

備考

- 1 紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓となるようにすること。
- 4 法第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数

Ⅲ. 政省令告示改正の内容 ⑩ 報告徴収・立入検査の強化

都道府県知事による報告徴収及び立入検査の対象に**特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者**並びにこれらの事務所その他関係する場所が追加された。

① 対象

- 特定解体工事元請業者、特定解体工事元請業者の**事務所又は事業所**、解体工事に係る**建築物**その他工作物及び**解体工事の場所**
- 第一種特定製品引取等実施者、第一種特定製品引取等実施者の**事務所又は事業所**、第一種特定製品の**引取等を行う場所**

② 身分証明書

- 身分証明書様式裏面の抜粋条文を改正法の規定に改正する。

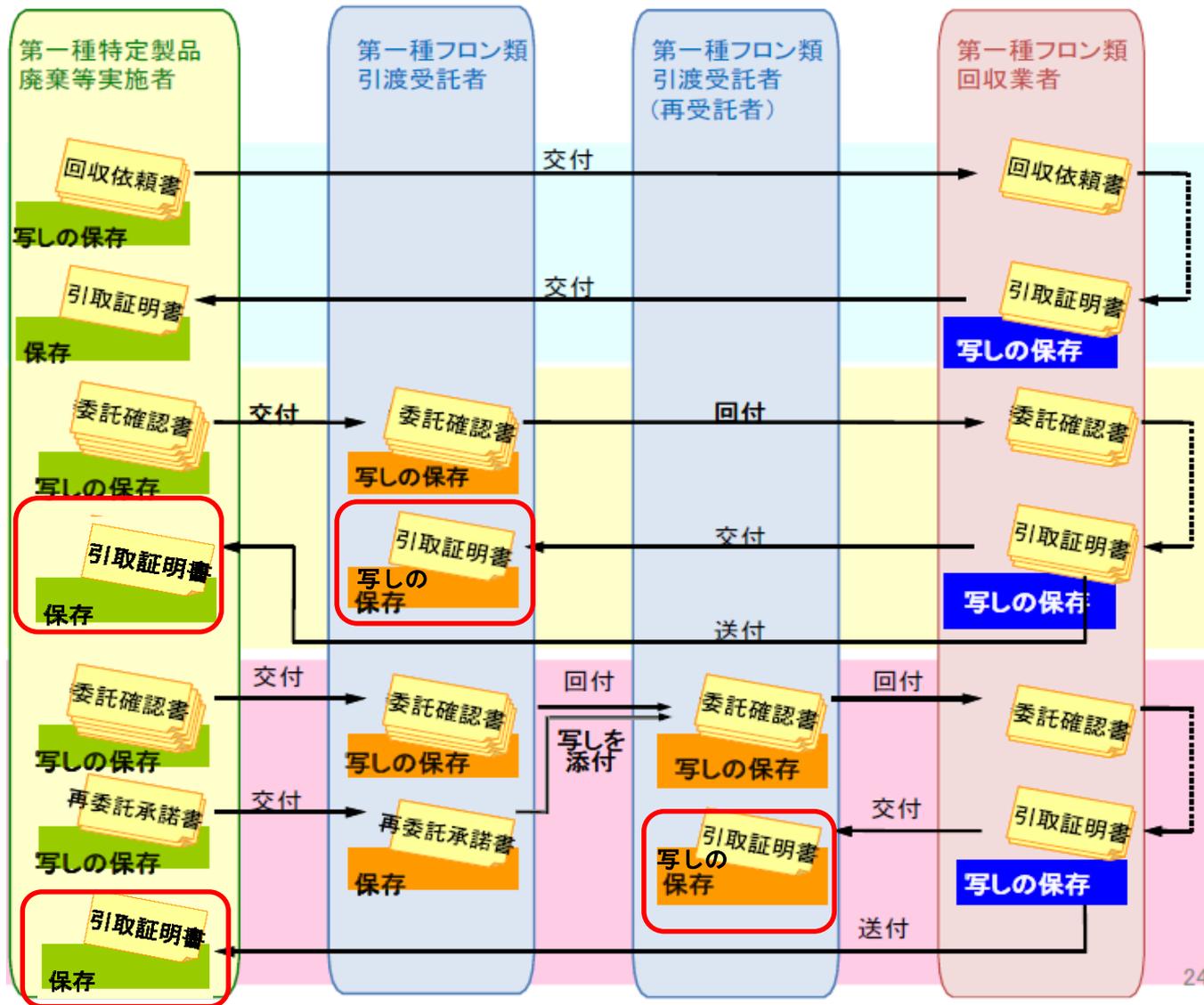
IV. 機器廃棄時書面の流れと保存義務

(方法1)
 充填回収業者へ
直接フロン類を引
 き渡す場合

(方法2)
 充填回収業者へ
 のフロン類の引渡
 しを**委託**する場合

(方法3)
 充填回収業者への
 フロン類の引渡しを
再委託する場合

保存期間: 3年



V. 廃棄する機器の引渡・引取

〔廃棄時の機器の流れ〕



VI. まとめ（機器管理者の役割①）

1) 機器の設置・使用中（機器管理者の判断の基準）

- ① 機器を設置する時、適切な設置、適正な使用環境を維持し、確保すること。
- ② 機器を使用している時機器の簡易（日常）点検・定期点検を実施すること。
- ③ フロンの漏えいを発見した時、速やかに漏えい箇所を特定し、修理すること。機器の修理をせずに充填することは原則禁止。
- ④ 点検や修理をした後、点検・修理・充填・回収に関する履歴を記録し、その記録を保存すること。

2) 機器の廃棄時（フロン回収の義務）

- ① 機器を廃棄する時は、充填回収業者にフロンを引き渡さなければならない。（フロン回収の義務）
- ② フロンを引き渡す際、行程管理制度に従い行わなければならない。
- ③ 廃棄する機器を産業廃棄物業者等に引き渡す場合は、フロンを回収又は入っていないことを証明する書面（引取証明書・確認証明書）の写しを添付して引き渡さなければならない。★

3) 算定漏えい量の報告・公表

- ① 管理者全体で、CO₂換算1,000t-CO₂以上の漏えい量（追加充填量）があった場合は、その漏えい量を国に報告する。
- ② 国に報告された情報は、整理した上で公表されます。

VI. まとめ（機器管理者の役割②）

➤ 管理者が保存すべきもの

- ① 機器設置時、機器整備（使用）時
⇒ 点検記録簿（機器設置後から廃棄後3年間）★
- ② 機器廃棄時（3年間）
⇒ 行程管理票（回収依頼書写しor委託確認書写し、引取証明書）
⇒ 確認証明書（引取証明書が無い場合）★
- ③ 建物解体時
⇒ 事前確認書（3年間）★

VI. まとめ（充填回収業者の役割①）

第一種フロン類充填回収業者の届出

- ① 充填又は回収業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事ごとに第一種フロン類充填回収業者の登録を受けなければなりません。
- ② 5年間ごとの更新が必要です。（有効期限5年）

第一種フロン類充填回収業者の役割

- ① フロン類の引取を求められたときは、原則引き取らねばなりません。
- ② 回収したフロン類は、再生業者、破壊業者等へ引き渡さなければなりません。
- ③ フロン類の回収を行う時は、回収の基準を、充填を行う時は、充填の基準を、運搬する時は、運搬の基準を遵守しなければなりません。
- ④ フロン類を「充填」、「回収」を行うには、十分な知見を有する者（冷媒フロン類取扱技術者等）が行うか立ち会わなければなりません。
- ⑤ 整備時、フロン類を充填・回収を行った時は、「充填証明書」・「回収証明書」を機器の管理者に交付しなければなりません。
- ⑥ 廃棄時、フロン類を回収した時は、機器の廃棄者（管理者）に「引取証明書」を交付、その写しを依頼者へ送付しなければなりません。
- ⑦ 機器の管理者より、フロンの有無の確認を求められ確認を行い、フロンが入っていない場合は、「確認証明書」を交付しなければなりません。
- ⑧ 回収したフロン類を再生又は破壊した時は、再生・破壊業者より交付された「再生証明書」又は「破壊証明書」を管理者（廃棄等実施者）に回付しなければなりません。

VI. まとめ（充填回収業者の役割②）

➤ 充填回収業者が保存すべきもの

- ① 機器設置時、機器整備時
⇒ 充填証明書、回収証明書の写し（3年間）
- ② 機器廃棄時（3年間）
⇒ 行程管理票（引取証明書写し等）
⇒ 確認証明書の写し ★
- ③ 回収フロン類の処理
⇒ 再生証明書、破壊証明書の写し（3年間）
- ④ フロンの回収量・充填量等の記録（5年間）

VI. まとめ（解体業者の役割）

➤ 解体する前に機器の有無の確認

① 解体を請け負うとする解体業者は、解体前に解体する建物の中に、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の有無を確認し、発注者に書面（事前確認書）を交付し、説明しなければなりません。

⇒ 事前確認書の交付

⇒ 事前確認書の写しの保存（交付から3年間）★

VI. まとめ（引取等実施者の役割）



➤ フロンが無いことの確認したうえで機器の引取り

- ① **引取証明書の写し又は確認証明書の写しが添付されていない機器の引取は禁止**
 - ✓ 引き取りする業者が、登録している充填回収業者で、フロンの回収も同時に依頼があれば、引取証明書の写し等は不要
- ② 機器の処理を再委託する場合は、引取証明書の写し又は確認証明書の写しを添付して再委託先に引き渡す。
- ③ 引取証明書の写し又は確認証明書の写しは、**3年間又は機器の処分を再委託するまでの間の短い期間保存する。**

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

<http://www.jarac.or.jp/>